防衛省訓令第１８号

自衛隊サイバー防衛隊の教育訓練に関する訓令を次のように定める。

令和４年３月１６日

防衛大臣　岸　信夫

自衛隊サイバー防衛隊の教育訓練に関する訓令

目次

第１章　総則（第１条－第３条）

第２章　教育訓練に関する統合幕僚長等の職責（第４条・第５条）

第３章　基本教育（第６条・第７条）

第４章　練成訓練

第１節　通則（第８条－第１０条）

第２節　各個訓練（第１１条・第１２条）

第３節　部隊訓練（第１３条・第１４条）

第５章　訓練検閲（第１５条・第１６条）

第６章　雑則（第１７条－第２０条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、自衛隊サイバー防衛隊の教育訓練（自衛隊の統合教育訓練に関する訓令（昭和６１年防衛庁訓令第３２号）第２条に規定する統合教育訓練を除く。）について必要な事項を定めるものとする。

（教育訓練の目的）

第２条　自衛隊サイバー防衛隊における教育訓練は、隊員及び部隊をして自衛隊の使命に基づき、その任務を完遂するに必要な能力を付与することを目的とする。

（教育訓練の区分）

第３条　教育訓練は、基本教育及び練成訓練に区分する。

第２章　教育訓練に関する統合幕僚長等の職責

（統合幕僚長の職責）

第４条　統合幕僚長は、防衛大臣の定める方針に基づき、自衛隊サイバー防衛隊の教育訓練に関し、基本的な事項を指示し、その実施を監督するとともに、所要の教育訓練を行う。

（自衛隊サイバー防衛隊司令の職責）

第５条　自衛隊サイバー防衛隊司令は、隷下部隊の教育訓練に関し、必要な事項を指示し、その実施を監督するとともに、所要の教育訓練を行う。

第３章　基本教育

（基本教育の目的）

第６条　基本教育は、隊員としての必要な資質を養うとともに、自衛隊サイバー防衛隊における職務遂行の基礎となる知識及び技能を修得させることを目的とする。

（基本教育の実施）

第７条　統合幕僚長は、必要と認めるときは、自衛隊サイバー防衛隊司令に対し、所属する隊員の基本教育を集合教育により実施することを命ずるものとする。

第４章　練成訓練

第１節　通則

（練成訓練の目的）

第８条　練成訓練は、隊員の練度を向上し、精強な部隊を練成することを目的とする。

（練成訓練の区分）

第９条　練成訓練は、各個訓練及び部隊訓練に区分する。

（練成訓練の実施）

第１０条　練成訓練は、自衛隊サイバー防衛隊の特性及び実情を踏まえ、実施するものとする。

第２節　各個訓練

（各個訓練の目的）

第１１条　各個訓練は、隊員に対し、自衛隊サイバー防衛隊の一員としてそれぞれの地位に応ずる資質並びに職務遂行に必要な知識及び技能を向上させることを目的とする。

（各個訓練の実施）

第１２条　各個訓練は、統合幕僚長の定めるところにより実施するものとする。

第３節　部隊訓練

（部隊訓練の目的）

第１３条　部隊訓練は、自衛隊サイバー防衛隊の部隊に対し、厳正な規律、強固な団結及びおう盛な士気を保

持させるとともに、部隊行動に習熟させ、その機能を十分に発揮できるようにすることを目的とする。

（部隊訓練の実施）

第１４条　部隊訓練は、自衛隊の統合教育訓練に関する訓令第１１条に規定する中期統合訓練計画及び年度統合訓練計画を踏まえるとともに、統合幕僚長が定める部隊訓練基準に基づき実施する。

第５章　訓練検閲

（訓練検閲の目的）

第１５条　訓練検閲は、自衛隊サイバー防衛隊の教育訓練の成果を評価するとともに、その進歩向上を促すことを目的とする。

（訓練検閲の実施）

第１６条　訓練検閲は、統合幕僚長の定める事項に基づき、自衛隊サイバー防衛隊司令が実施する。

第６章　雑則

（委託教育）

第１７条　統合幕僚長は、必要と認めるときは、自衛隊

サイバー防衛隊の隊員の教育訓練を陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊及び陸上幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。次条において同じ。）、海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。次条において同じ。）、航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。次条において同じ。）、防衛省本省の施設等機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局若しくは防衛装備庁又は防衛省以外の教育機関等に委託することができる。

（受託教育）

第１８条　統合幕僚長は、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、防衛省本省の施設等機関の長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官から依頼があったときは、自衛隊サイバー防衛隊において陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛省本省の施設等機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局又は防衛装備庁の隊員の教育を受託することができる。

（報告）

第１９条　統合幕僚長は、当該年度に実施した自衛隊サイバー防衛隊の教育訓練について、当該年度終了後速やかにその実施の成果を防衛大臣に報告するものとする。

（委任規定）

第２０条　この訓令の実施に必要な事項は、統合幕僚長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和４年３月１７日から施行する。

（自衛隊指揮通信システム隊の教育訓練に関する訓令の廃止）

２　自衛隊指揮通信システム隊の教育訓練に関する訓令（平成２０年防衛省訓令第１６号）は廃止する。

（経過措置）

３　この訓令の施行の日の属する年度における前項の規定による廃止前の自衛隊指揮通信システム隊の教育訓練に関する訓令第１５条の規定による報告については

、なお従前の例による。